

2年後に義務化再検討

社外取締役

企業統治の強化を盛り込んだ会社法改正案が今国会に提出される。自民党法務部会が22日に了承し、29日に閣議決定する予定となった。親会社の株主が子会社の経営陣の責任を直接問える多重代表訴訟制度の創設や、監視機能を高める「監査等委員会設置会社」制度の新設が柱。焦点だった社外取締役の設置義務付けについては、改正法の施行から2年後に再検討することになった。

会社法改正案

親会社の株主が子会社の経営陣の責任を追及できる多重代表訴訟制度を新設

議決権の半数を超える第三者の議決当増資について、議決する10%以上の株主が反対する場合、株主総会の決議が必要

監査役の権限を強化し、会計監査人の選解任議案の内容を決定できるようにする

経営監視機能を強化するため「監査等委員会設置会社」制度を導入

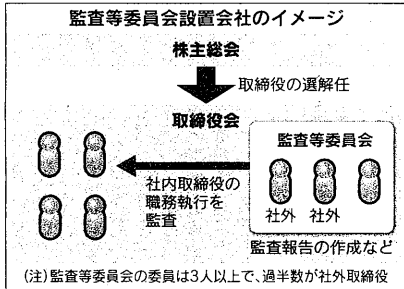
社外取締役の要件を厳格にする。設置義務付けは見送り(法施行の2年後に再検討)

今国会提出へ 来年成立めざす

12月6日までの今国会中の成立は難しく、政府は来年1月召集の通常国会での成立を目指す。昨年9月の改正案綱では、上場企業などへの社外取締役の設置義務付けを見送った。その後の自民党内の議論を踏まえ、今回の法案の付則には法施行から2年後に再検討し、必要ときは「社外取締役を置くこと」の義務付けなど必要の措置を講ずる「明記」を、上場企業が社外取締役を置いていない場合は「一定時株主総会において理由を説明しなければならぬ」という条文も加えられた。

社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を選べる制度の導入なども盛り込んだ。企業が「再編」などの基本ルールを一般的に導入している監査等委員会に代わって、経営監視を強める。会社法は企業設立の背景に、企業統治の強化策に注目が集まった。

企業に選任圧力一段と



東証、上場規則に努力義務

後、東京証券取引所などが選任の努力義務を課すこともあり、企業統治強化に向けて経営者は自社の経営体制を早急に再考する必要があるとされた。法制審議会が改正案を答申したのは民主党政権下の昨年9月。経団連などの反対もあって社外取締役の義務化を見送った。その後、政権が交代。自民党の法務部会では塩崎恭久政調会長代理らが見直しを求め、2年後の

再検討を盛り込んだ。会社法に詳しい太田洋弁護士は「付則は2年後に法制審を開き、再改正の検討を求めている。義務化が視野に入ったといえるのではないかと話す。東証は昨年の付帯決議を受け、社外取締役を少なくとも1人以上確保するよう努めなければならぬ」とする上場規則改正案などを準備。選任しない企業に罰則はないが、社外取締役の選任が「相当でない理由」を株主に直接説明しなければならなかった。

改正案は企業統治の新たな形として「監査等委員会設置会社制度」を新設。監査役が取締役候補者になるような仕組みにして、監査役会設置会社から移行しやすとした。議決権行使を助言するインスティテュート・オブ・シニアホルダー・サトビーズ(ISS)の石田猛行エグゼクティブ・ディレクターは新形態の導入を評価する。同社によると、独立性が高い社外取締役の取締

役会に占める比率で、日本は独立監査役を加味しても15%程度。韓国やインドより低い。形だけ整えても企業統治は向上しないとの指摘もあるが、石田氏は「世界中の企業に投資する機関投資家には分かりやすさが重要」という。形式も実態も両方重要というわけだ。経団連は義務化反対の姿勢を変えていない。2年後の再検討は「その時点の状況次第」(経済基礎本部)という。(編集委員 塩田宏之)